

公募説明会以降、以下の個所を修正。

- ・ 3 ページ「ビル管理会社が『建築主等』として申請してよいか」の回答中の、「指定管理者」を「ビル管理会社」に修正。(誤字のため)
- ・ 別紙の図中の「利益排除の対象外」を『「資本関係のある会社」外の会社』に修正。(人的関係がある場合は利益排除の対象となるため)

平成 21 年度「省エネルギー計測監視等推進事業」 公募説明会 FAQ

区分	質問	回答
審査手続	ヒアリング日時は決まっているのか。	ヒアリングは申請内容に関する問合せを想定している。適宜お互いに都合のよい時間でお話しできればと思っている。内容によっては電話でも可能であると考えている。
経費	1 事業者または 1 計測施設あたりの補助金の上限は決まっているのか。	業種、施設によって必要な経費が異なることが想定されるため、特に上限値は決めていない。
経費	省エネ診断事業者と機器メーカーが同一の場合、機器の価格には利益を含んではいけないのか。	省エネ診断事業者が申請者となっている場合は利益を控除した販売価格が補助対象経費額となる。 省エネ診断事業者が申請者でない場合は利益を含んだ販売価格が補助対象経費額となる。
経費	利益排除の対象となる「資本もしくは人的関係のある会社」の定義とは何か。	別紙参照
経費	リースを活用する場合、補助金はリース会社に交付されるのか。その場合の補助対象経費はどのように考えるのか。	補助金はリース会社に交付される。 補助対象経費は、リース会社が機器を購入した金額となる。
経費	省エネ診断事業者が計測機器を資産として保有し、建築主等にリースする場合どのような手続きとなるか。	省エネ診断事業者がリース会社として共同申請者となる。なお、機器が省エネ診断事業者の製品の場合は、機器に関する補助対象経費は利益を控除した額とする。
経費	例えば、省エネ診断事業者（申請者）が、計測装置及び設置工事を仕入れ、適正利益を加算した金額でリース会社に販売する場合（建築主等はリースで購入）、リース会社への販売金額が補助対象経費になるのか。	リース会社への販売金額が補助対象経費になる。
申請	自治体を建築主等とすることは可能か。	可能である。

区分	質問	回答
申請	1 申請あたりの計測対象施設数に上限または下限が存在するの か。	1 申請あたりの計測対象施設数の上限および下限は設定していない。
申請	一つの事業者が 9 分類すべてを測定点として持たなくてはならないのか。あるいは、一つの業者は、一つの業種のみを測定を行うのか。	申請は建築主等单位でされるため、一つの申請に対し一業種の場合が多いと想定しているが、一申請に複数の業種が含まれることを否定するものではない。 一つの事業者が 9 分類すべてを測定点として持たなくてはならないことはない。
申請	様式 1 の (注) 1. (2) に「申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合」は、契約書の写しを添付するように書いてあるが、省エネ診断事業者と建築主等またはリース事業者とは、補助事業開始前に契約してもよいか。	省エネ診断事業者と建築主等またはリース事業者とは、補助事業開始後に契約すること。様式 1 には、 <u>契約書案</u> の写しを添付すること。
申請	ガスの流量を把握するためにはガス管を切断するなどの工事が必要である場合があるが、経費がかかっても工事を行って機器を設置した方がよいか。	工事等の経費をかけてまでガス流量を計測する必要があると判断されるのであればそのような支出計画としていただきたい。また、機器による計測が必要でないとは判断される場合は、その理由を 2-2 または 2-3 に記入していただきたい。
申請	建築主等が、複数のまったく異なる施設の申請を行う場合でも、申請書は一つにする必要があるか。	まったく関連のない施設であれば別々の申請でもかまわない。同一申請書での申請で想定しているのは、一事業者がホテル、デパート、レジャー施設などの複合施設を所有して、その複合施設に対しエネルギー計測をするなど別業種であってもある程度の関連がある場合である。
申請	指定管理者が「建築主等」として申請してもよいか。	測定機器の設置、省エネ診断結果の反映(運用改善、設備更新)が確実に出来ることを、施設の所有者が認めていれば指定管理者でも申請可能である。その場合「7. 事業実

区分	質問	回答
		施体制」に施設の所有者を入れて申請者との関係（設備設置承諾書交付、設備更新の承認等）を明記すること。なお、本申請には設備設置承諾書の提出は不要であるが、事業開始後に設備設置承諾書の提出を求める予定である。
申請	ビル管理会社が「建築主等」として申請してもよいか。	測定機器の設置、省エネ診断結果の反映（運用改善、設備更新）が確実に出来ることを、施設の所有者が認めていればビル管理会社でも申請可能である。その場合「7. 事業実施体制」に施設の所有者を入れて申請者との関係（設備設置承諾書交付、設備更新の承認等）を明記すること。なお、本申請には設備設置承諾書の提出は不要であるが、事業開始後に設備設置承諾書の提出を求める予定である。
申請	ビルオーナー企業で、エネルギー管理部門を所有している場合、建築主等自ら省エネ診断を行ってもよいか。	禁止するものではない。その場合はエネルギー管理部門が省エネ診断事業者の立場となるが、外部の事業者と同様、過去の実績（件数および多様性）が審査対象となる。
申請	省エネ診断事業者の実績に、社員が他企業で実施した省エネ診断を掲載してよいか。	実績は企業としての実績を掲載していただきたい。したがって、社員が他企業で実施した省エネ診断は実績とはならない。
申請	施設で使用している全てのエネルギーを計測対象とすべきか。	計測対象としないエネルギーについては、その理由を記入する欄がある。全てを計測対象とすべきか否かは申請者の判断にお任せする。
申請	トイレや飲料用などの水道使用量も計測した方がよいか。	用水計測はあくまでもエネルギー使用量の計測のためのものであるため、洗浄用、飲料用は対象外である。
申請	「中小工場」の定義はあるか。	「中小工場」の定義は特に定めてはいない。
来年度	来年度以降の省エネ診断と改善措置に対し補助金は交付されないのか。	本年度の補助事業では対象外である。来年度以降のことは回答できる立場にない。

区分	質問	回答
事業内容	中間検査で提出する省エネ診断書はどのレベルのものか。	その時点で診断可能な項目はすべて記載していただきたい。1月の最終提出の際には、11月以降収集したデータを反映する程度として欲しい。
事業内容	中間報告は11月のいつごろか。	11月の頭を想定している。したがって10月いっぱいまで省エネ診断は実施していただきたい。
事業内容	機器の設置確認は全ての施設を対象に行うのか。	全てを対象とするか、一部とするかは現時点では未定である。
事業内容	補助金の交付は今年度中に行われるか。	確定検査により補助金の額が決定した後に交付することになっており、今年度中に必ず交付するとは確約できないが、3月の早い時期に交付を終了させたいと考えているため、ご協力をお願いしたい。
来年度	(コンビニ、ファーストフード等)チェーン店に機器を設置する予定であるが、3年度の間撤退した場合はどのようにしたらよいか。	所定の手続きにより補助金の返還をしていただく。
来年度	来年度以降の省エネ診断書およびデータは誰に提出するのか。	具体的な提出先については、提出する時期までに連絡をする。

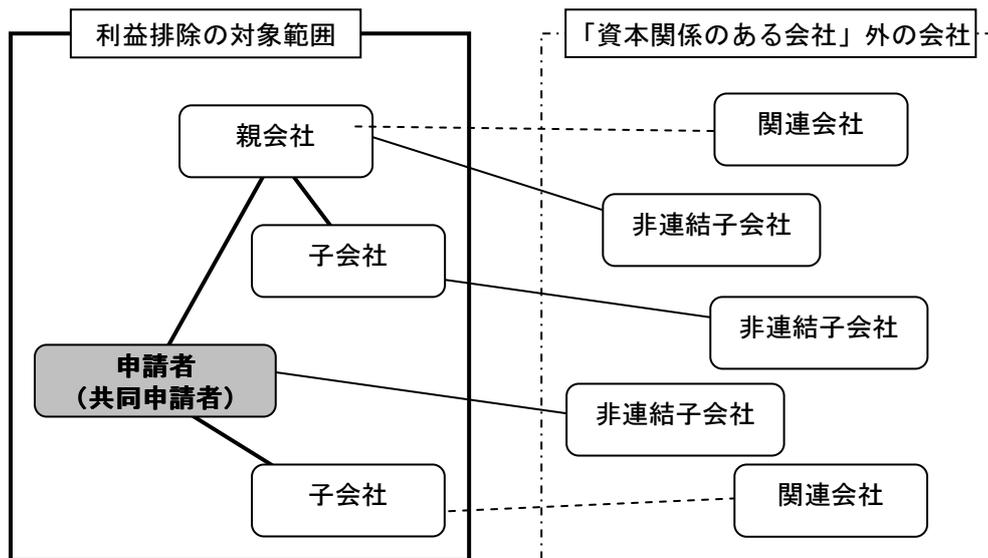
別紙

資本または人的関係のある会社とは、以下のア、イのいずれかに該当する者のことである。

ア 資本関係

連結財務諸表において連結対象となる申請者または共同申請者の関係会社。

以下の図の「利益排除の対象範囲」内の会社とする。



※用語定義（財務諸表等規則第8条における定義）

- 子会社 ①議決権の過半数を実質的に有している
②議決権の40～50%を所有し、かつ、役員のパ遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。
- 関連会社 ①議決権の20%以上を所有している。
②議決権の15～20%を所有し、かつ、役員のパ遣、融資、技術供与、取引等で重要な影響を与えることができる。

イ 人的関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aは会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

以上